

## 包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定等に対する意見書

「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（TPP11協定）に関する交渉については、本年11月10日にベトナムのダナンにおいて、大筋合意されたことが発表された。

12カ国によるTPPは、米国が離脱したことで発効が見通せなくなっていたが、このたび、TPP11協定が大筋合意に至ったことにより、農林水産物の貿易自由化等のさらなる進展が避けられない情勢となった。地域経済や社会への影響については、合意内容のさらなる検証が必要だが、本県の基幹産業である農林水産業にとっては、米国が離脱したとはいえ、オーストラリアやニュージーランドなどの農林水産業が盛んな国が参加していることから、現場の生産者は、将来に対して大きな危機感を抱いている。

さらに、本年7月には、日本と欧州連合との経済連携協定（日EU・EPA）も大枠合意に至るなど、農林漁業者を取り巻く国際環境は厳しさを増している。

本県においては、稲作、畜産、酪農、畑作、施設園芸、果樹などの農業に加え、林業や水産業などが相互に関連しながら共存していることから、農林水産業及びその関連産業、農山漁村に影響を及ぼさないためには、万全の対策を講じていく必要がある。

よって、国におかれては、TPP11及び日EU・EPAにおいて、地域経済社会に与える影響や現場の声を十分に踏まえられた上、特に、下記の事項に責任を持って対応されることを強く要望する。

### 記

- 1 TPP11及び日EU・EPAの合意内容等について、全ての交渉分野において、国民の不安を払拭するため、丁寧な説明を行うとともに、合意内容が国益にかなったものになっているかについて、国会において十分に審議を尽くすこと。
- 2 地方の基幹産業である農林水産業及び農山漁村の維持・発展への影響が及ばないよう、既存の農林水産予算に支障を来すことなく必要な予算を確保し、万全の対策を速やかに実行すること。また、野菜・果樹・林産物等の農林水産物についても、重要5項目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品等）と同様に万全の対策を講じること。  
とりわけ、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）等の畜産物価格安定制度の強化対策については、生産者の経営安定に不可欠であるため、協定の発効いかんにかかわらず、前倒しで実施すること。
- 3 消費者の不安を解消するため、食の安全・安心を確保する万全の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年11月28日

熊本県議会議長 岩下栄一

衆議院議長 大島理森様  
参議院議長 伊達忠一様  
内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣	野田聖子様
外務大臣	河野太郎様
財務大臣	麻生太田様
文部科学大臣	林加藤勝正様
厚生労働大臣	田藤弘成様
農林水産大臣	齋藤耕井様
経済産業大臣	世石中菅様
国土交通大臣	石中菅様
環境大臣	菅菅菅様
内閣府特命担当大臣	菅菅菅様
(経済財政政策担当)	菅菅菅様